兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月29日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,087円」を「１時間1,150円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

## 公　告

**諸　事　項**

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**